

参考資料

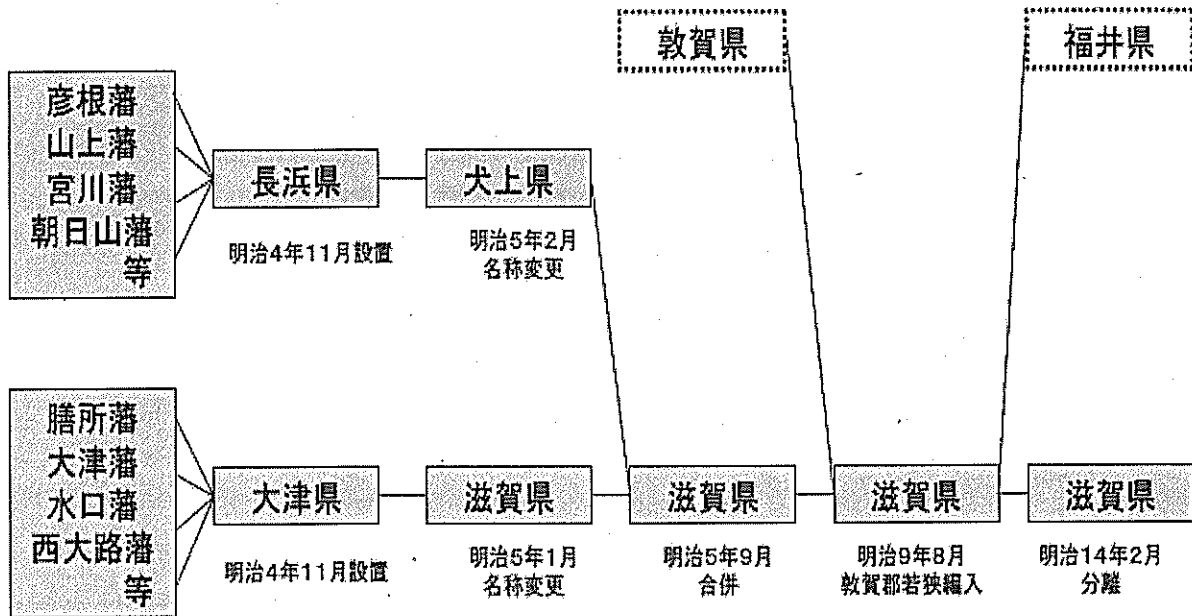
1	都道府県の沿革	68
2	滋賀県の変遷	70
3	県内市町村の合併状況	71
4	「平成の大合併」の結果	73
5	全国の昼夜間人口比率・他県との通勤・通学状況	74
6	都道府県間貨物純流動	75
7	都道府県間の通信の交流状況	76
8	第28次地方制度調査会答申（概要）	78
9	道州制ビジョン懇談会中間報告（概要）	80
10	国出先機関の事務・権限移譲法案	81
11	道州制推進基本法案（骨子案）	88
12	自民党道州制推進本部が示す道州制のイメージ	94
13	都道府県の人口規模と1人当たり歳出額	96
14	都道府県の面積当たり歳出額	97
15	広域地方政府の国際比較	98
16	全国知事会の道州制に関する基本的考え方	99
17	有識者ヒアリング概要	109
18	研究会報告書のとりまとめに向けた有識者からのアドバイス概要	114
19	県民の意向	116
20	広域行政と関西広域連合の在り方についての提言（滋賀県議会地方分権・ 広域連合対策特別委員会）	124
21	研究会開催状況および研究会名簿	128

1 都道府県の沿革

年	沿	革
1868	明元	<p>地方三治の制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幕府の江戸城明け渡しの閏4月の政体書により、地方を府、藩、県に分ける。 ・藩は、旧来のまま。藩主を諸侯とする。 ・旧幕府領等を府県とする。府は、旧幕府主要地の9府（江戸、京都、大阪、度合、甲斐、越後、長崎、神奈川、奈良）。知府事を配置。県は、その他の旧幕府直轄地、皇室領、旧佐幕領で接收されたもの。知県事を配置。
1869	2	版籍奉還（諸侯を知藩事に任命）
1871	4	<p>7月 廃藩置県（知藩事の職を免じ、藩を廃止。全国に3府302県を設置。）</p> <p>10月 府県官制の制定（府県に知事（県知事はすぐ県令と改称。）を置く。）</p> <p>11月 府県統合（3府72県）</p>
1876	9	府県統合（3府35県）
1878	11	<p>地方三新法（郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則）の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県に直接公選の議員からなる府県会を設置し、地方税により支弁すべき経費及びその徴収方法を議定。
1879	12	琉球藩を廃止し、沖縄県とする。
1886	19	<p>地方官官制の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府知事、県令の名称を知事に統一。 ・知事は、「内務大臣ノ指揮監督ニ属」するものとされた。
1888	21	香川県を設置、現在に至る府県の境界、名前が確立（1府3府43県）
1890	23	<p>府県制・郡制の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会開設（11月）の直前、5月に公布。 ・府県は、もともと国の地方行政区画として設定され、官吏の知事を配置したもの。 ・府県会は、府県内都市の複選制選挙による名誉職議員により構成。 ・郡は課税権を持たないが、郡会、郡参事会、郡長を置く地方公共団体となる。
1899	32	新府県制の制定（府県に法人格付与、府県会議員の複選制の廃止、府県知事の権限規定の整備・強化）
1921	大10	郡制廃止ニ関スル法律（地方公共団体としての郡を廃止、郡は、純然たる行政区画となる。）
1926	15	<p>府県制の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通選挙制度の実施（府県会議員の選挙権及び被選挙権要件から、直接国税納税要件を撤廃）
1929	昭4	<p>府県制の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県に条例及び規則制定権を付与 ・府県会議員に発案権及び議会招集請求権を付与
1943	18	<p>東京都制施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京府及び東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置 ・東京都の機能は従来の府・市の機能を合わせたもの ・都長官（官吏）が都を統括
1946	21	<p>東京都制・府県制改正、北海道会法・北海道地方費法廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都長官・北海道庁長官及び府県知事を直接公選に。 ・北海道に府県制が施行される。

		(北海道の沿革：(1869)開拓使の設置・蝦夷を改め北海道と称する、(1882)開拓使廃止・3県設置、(1886)3県廃止・北海道庁設置、(1901)北海道会法・北海道地方費法制定)
1947	22	地方自治法の制定(東京都制、道府県制、市制、町村制を統合)
1956	31	地方自治法の改正(政令指定都市制度創設)
1957	32	第4次地方制度調査会「地方制度の改革に関する答申」 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方」及び「地方府」構想(現行府県はこれを廃止し、国と市町村の間に、いわゆるブロック単位に新たに中間団体(「地方」仮称)及び国の総合出先機関(「地方府」仮称)を設置し、同一人をもって両者の首長(内閣総理大臣が「地方」の議会の同意を得て任命)及び必要な補助職員とする等の方法により、その一体的総合的運営を確保。) ・地方制度に関する少数意見(現行制度の完全自治体としての性格は、これを維持しつつ、おおむね3、4の府県を統合して府県の区域を再構成。)
1965	40	第10次地方制度調査会「府県合併に関する答申」 <ul style="list-style-type: none"> ・府県合併は、関係府県の自主的合併を建前。 ・関係府県議会の議決による申請に基づき、内閣総理大臣が国会の議決を得て処分。関係府県の対等合併の方式をとるべき。
1994	平 6	地方自治法改正(広域連合制度・中核市制度導入)
1995	7	地方分権推進法施行(市町村・都道府県の二層制を前提に地方分権を推進)
2000	12	地方分権一括法施行(機関委任事務制度廃止・特例市制度創設)
2003	15	第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 <ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体と基礎自治体の二層制。 ・都道府県を廃止し、道又は州を設置。 ・道州の長と議員は公選。
2006	18	第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」 <ul style="list-style-type: none"> ・道州制の導入が適当と考えられる。 ・道州制の基本的制度設計(担う事務のイメージ、区域例等)を示す。 ・答申を基礎として国民的な議論が幅広く行われることを期待。
2008	20	道州制ビジョン懇談会「中間報告」 <ul style="list-style-type: none"> ・理念「時代に適応した「新しい国のかたち」をつくる」 「中央集権型国家」から「分権型国家」へ。「地域主権型道州制国家」への転換 ・制度設計の基本的な考え方 国、道州、基礎自治体の役割の見直し。国家の役割を限定し、地域に「主権」。 国家組織の再編等。
2012	24	大都市地域特別区設置法施行 (人口200万人以上の政令指定都市または政令指定都市および同一道府県内の隣接市町村の人口が合わせて200万人以上の場合、特別区が設置可能。大阪都構想)

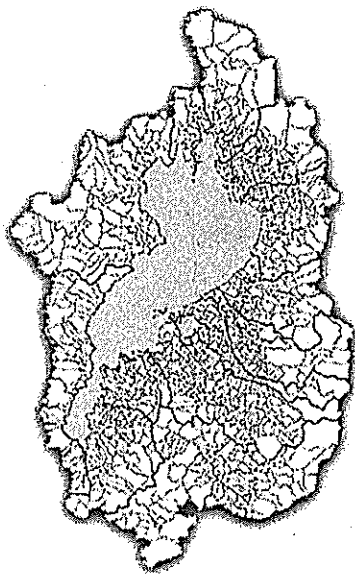
2 滋賀県の変遷



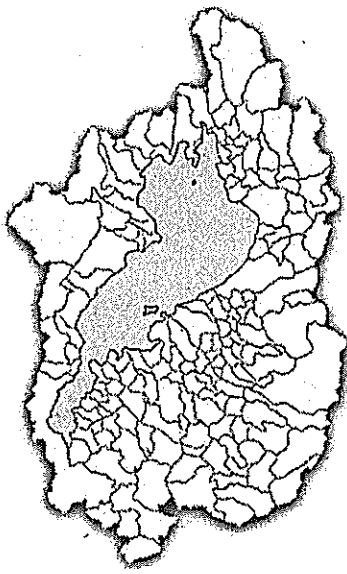
明治21年当時
(明治の大合併前)

昭和28年当時
(昭和の大合併前)

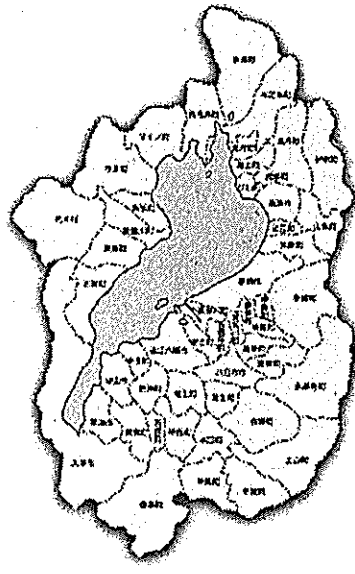
平成15年当時
(平成の大合併前)



(1,675 町村)



(160 市町村)



(50 市町村)

3 県内市町村の合併状況

県内の市町村別人口、面積、人口密度の変化

(合併前)				
郡名	市町村名	人口(人)	面積(km ²) (琵琶湖含まず)	人口密度 (人/km ²)
—	大津市	276,332	302.3	914.1
	彦根市	103,508	98.2	1,054.1
	長浜市	57,082	45.5	1,254.5
	近江八幡市	67,198	77.0	872.7
	八日市市	42,909	52.6	815.8
	草津市	101,828	48.2	2,112.6
	守山市	61,859	44.3	1,396.4
市 計		710,714	668.1	1,063.8
滋賀郡	志賀町	19,242	71.7	268.4
栗太郡	栗東町	48,759	52.8	923.5
野洲郡	中生町	11,477	20.9	549.1
	野洲町	34,388	40.5	849.1
甲賀郡	石部町	11,784	13.3	886.0
	甲西町	39,588	57.2	692.1
	水口町	35,182	68.9	510.6
	土山町	9,680	127.1	76.2
	甲賀町	12,075	71.0	168.6
	甲南町	18,903	49.7	380.3
蒲生郡	信楽町	14,904	164.3	90.7
	安土町	12,292	24.3	505.8
	蒲生町	12,923	34.6	373.5
	日野町	23,132	117.6	196.7
神崎郡	竜王町	13,650	44.5	306.7
	永源寺町	6,500	181.3	35.9
	五箇荘町	11,108	16.3	681.5
愛知郡	能登川町	22,635	31.1	727.8
	愛東町	6,003	40.9	146.8
	湖東町	9,244	26.5	348.8
	養荘町	8,076	25.0	323.0
犬上郡	愛知川町	9,780	12.9	758.1
	豊郷町	7,222	7.8	925.9
	甲良町	8,569	13.7	625.5
坂田郡	多賀町	8,916	135.9	65.6
	山東町	13,034	53.1	245.5
	伊吹町	6,041	109.2	55.3
	米原町	12,520	42.8	292.5
東浅井郡	近江町	8,962	18.0	497.9
	浅井町	12,543	87.1	144.0
	虎姫町	6,007	9.5	632.3
	湖北町	9,023	29.1	310.1
伊香郡	びわ町	7,714	17.0	453.8
	高月町	10,976	28.3	387.8
	木之本町	9,628	88.4	108.9
	余呉町	4,417	167.6	26.4
高島郡	西浅井町	5,025	67.1	74.9
	マキノ町	6,377	78.3	81.4
	今津町	13,190	122.7	107.5
	朽木村	2,603	165.8	15.7
	安曇川町	14,624	48.5	301.5
	高島町	7,012	63.2	110.9
新旭町	10,563	32.8	322.0	
町 村 計		576,291	2,679	215.1
市 町 村 計		1,287,005	3,347.0	384.5
市 町 村 平均		25,740.1	66.9	—

※人口は、「平成12年国勢調査(平成12年10月1日)」、
面積は、「平成13年全国都道府県市区町村別面積調」による。
(琵琶湖の面積を含まない)

(合併後 H22.3.31現在)				
郡名	市町名	人口(人)	面積(km ²) (琵琶湖含む)	人口密度 (人/km ²)
—	大津市	323,719	464.1	697.52
	彦根市	109,779	196.8	557.71
	長浜市	124,498	680.8	182.87
	近江八幡市	80,610	177.4	454.42
	草津市	121,159	67.9	1783.85
	守山市	70,823	54.8	1292.15
	栗東市	59,869	52.8	1134.96
	甲賀市	93,853	481.7	194.84
	野洲市	49,486	81.1	610.41
	湖南市	55,325	70.5	784.86
	高島市	53,950	693.0	77.85
	東近江市	116,797	388.6	300.57
	米原市	41,009	250.5	163.73
市 計		1,300,877	3659.9	355.44
蒲生郡	日野町	22,809	117.6	193.90
	竜王町	13,280	44.5	298.29
愛知郡	愛荘町	19,729	38.0	519.87
犬上郡	豊郷町	7,418	7.8	948.59
	甲良町	8,103	13.6	594.93
	多賀町	8,145	135.9	59.92
町 計		79,484	357.5	222.35
市 町 計		1,380,361	4017.4	343.60
市 町 平均		72650.6	211.4	—

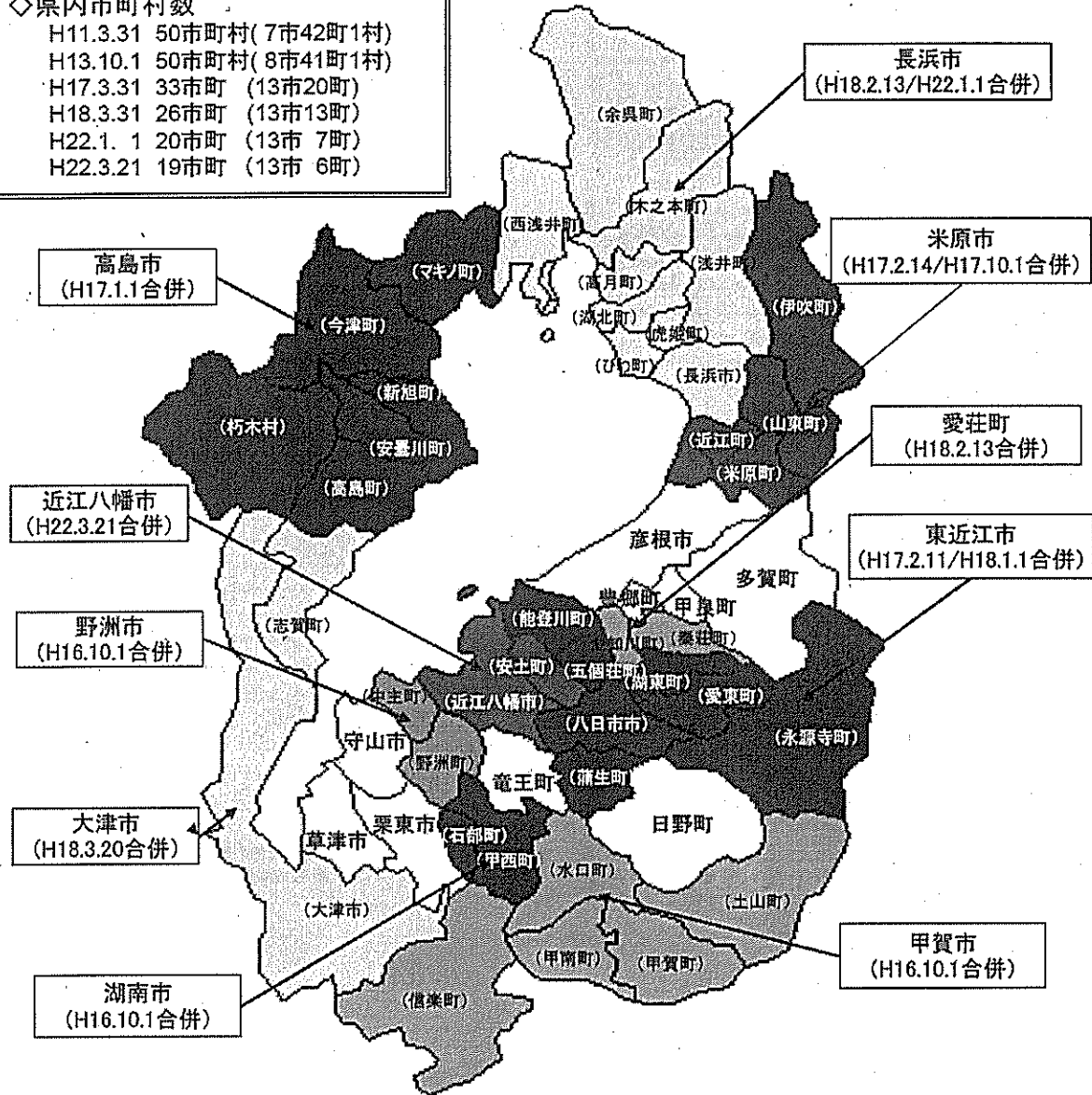
※人口は、「平成17年国勢調査(平成17年10月1日)」、
面積は、「平成21年全国都道府県市区町村別面積調」による。
(琵琶湖の面積を含む)。

琵琶湖における市町境界の確定に伴う市町別面積の公表について
(平成19年9月28日付け総務大臣官報告示)

滋賀県内市町村合併の状況（平成26年1月1日）

◇県内市町村数

- H11.3.31 50市町村(7市42町1村)
- H13.10.1 50市町村(8市41町1村)
- H17.3.31 33市町(13市20町)
- H18.3.31 26市町(13市13町)
- H22.1.1 20市町(13市7町)
- H22.3.21 19市町(13市6町)



4 「平成の大合併」の結果

「平成の合併」について（概要）

平成 22 年 3 月 総務省

合併の進捗状況等

平成 11 年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進

平成 11 年～平成 17 年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
平成 17 年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232(H11.3.31)⇒1,730(H22.3.31 見込み) となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには 10 年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

《評価の背景》

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合など行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

今後の合併に対する考え方

- 平成 11 年以来の全国的な合併推進については、10 年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成 22 年 3 月末で一区切り
- その上で、平成 22 年 4 月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

① 市町村合併による行財政基盤の強化

② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携

③ 都道府県による補完

など

⇒ それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

5 全国の昼夜間人口比率・他県との通勤・通学状況

都道府県別昼夜間人口比率（平成12～22年）

都道府県	12年 比率	12→17 増減	17年 比率	17→22 増減	22年 比率	22年 昼間人口
全国	100.0		100.0		100.0	128,057
01 北海道	100.0	→	100.0	→	100.0	5,504
02 青森	100.1	↓	99.9	↑	100.0	1,374
03 岩手	99.7	→	99.7	→	99.7	1,326
04 宮城	100.1	→	100.1	↑	100.2	2,352
05 秋田	99.9	→	99.9	→	99.9	1,085
06 山形	99.9	→	99.9	↓	99.8	1,167
07 福島	99.8	↓	99.6	→	99.6	2,021
08 茨城	96.9	↑	97.0	↑	97.2	2,887
09 栃木	99.4	↓	99.3	↓	99.1	1,990
10 群馬	99.9	→	99.9	→	99.9	2,005
11 埼玉	86.4	↑	87.5	↑	88.6	6,373
12 千葉	87.6	↑	88.5	↑	89.5	5,560
13 東京	122.0	↑	120.6	↓	118.4	15,576
14 神奈川	90.1	↑	90.3	↑	91.2	8,254
15 新潟	100.0	↑	100.1	↓	100.0	2,375
16 富山	99.7	→	99.7	↑	99.8	1,091
17 石川	100.3	→	100.3	↓	100.2	1,172
18 福井	100.3	↓	100.2	↓	100.1	807
19 山梨	99.2	↓	99.1	↓	99.0	855
20 長野	100.0	↓	99.9	→	99.9	2,149
21 岐阜	96.1	↓	95.9	↑	96.0	1,998
22 静岡	99.9	→	99.9	→	99.9	3,760
23 愛知	101.6	↑	101.7	↓	101.5	7,521
24 三重	97.6	↑	97.8	↑	98.1	1,820
25 滋賀	96.1	↑	96.2	↑	96.6	1,363
26 京都	100.5	↑	100.8	↑	101.2	2,668
27 大阪	105.9	↓	105.5	↓	104.7	9,281
28 兵庫	95.1	→	95.1	↑	95.7	5,348
29 奈良	87.6	↑	88.7	↑	89.9	1,260
30 和歌山	97.8	→	97.8	↑	98.1	983
31 鳥取	100.2	→	100.2	↓	100.0	589
32 島根	99.9	→	99.9	↑	100.0	718
33 岡山	99.9	→	99.9	→	99.9	1,943
34 広島	100.3	→	100.3	→	100.3	2,869
35 山口	99.4	→	99.4	↑	99.5	1,444
36 徳島	99.8	↓	99.7	→	99.7	783
37 香川	100.2	→	100.2	→	100.2	998
38 愛媛	100.1	→	100.1	→	100.1	1,433
39 高知	99.9	→	99.9	→	99.9	763
40 福岡	100.2	↓	100.1	→	100.1	5,078
41 佐賀	99.6	↑	100.0	↑	100.2	852
42 長崎	99.8	↓	99.7	↑	99.8	1,423
43 熊本	99.6	→	99.6	→	99.6	1,810
44 大分	100.0	↑	100.1	↓	100.0	1,197
45 宮崎	100.0	→	100.0	→	100.0	1,136
46 鹿児島	99.9	↑	100.0	↓	99.9	1,704
47 沖縄	100.0	→	100.0	→	100.0	1,392

<昼夜間人口比率に増減がない都道府県>
北海道、岩手県、秋田県、群馬県、静岡県、岡山県、広島県、香川県、

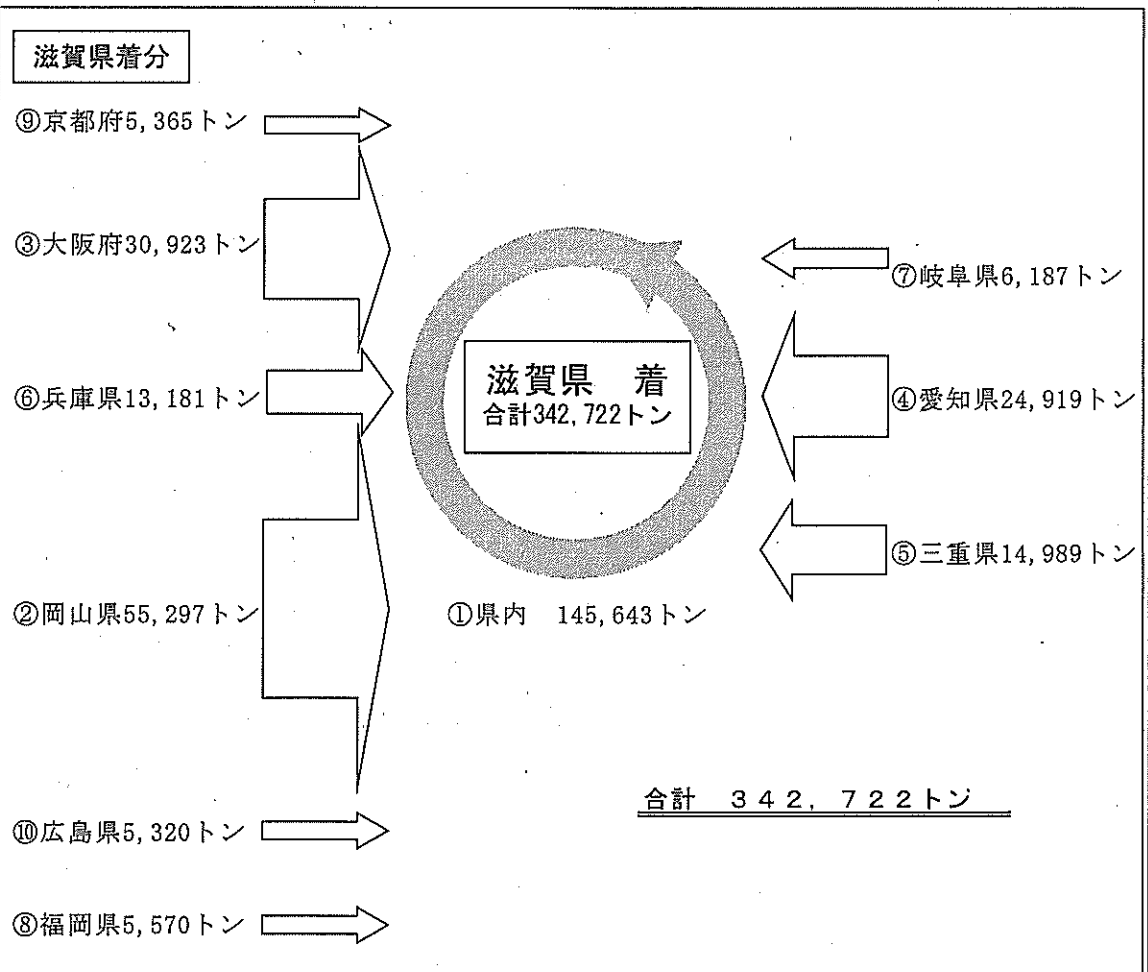
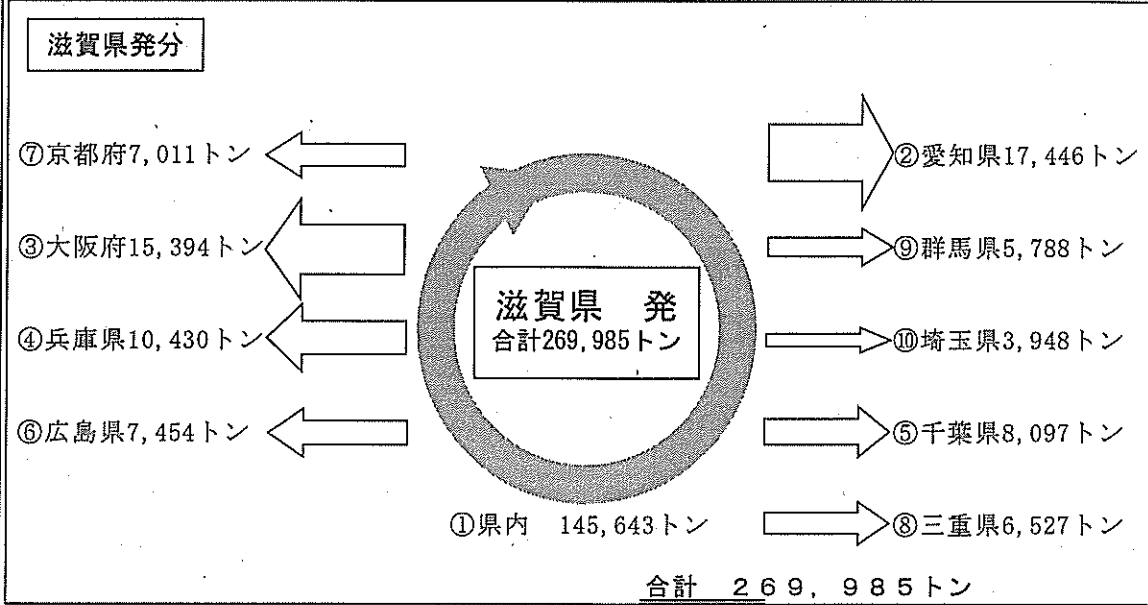
<昼夜間人口比率が増加傾向の都道府県>
茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、佐賀県

<昼夜間人口比率が減少傾向の都道府県>
栃木県、福井県、山梨県、大阪府

資料 総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」
※ 太字は昼夜間比率(H22)が100以上

6 都道府県間貨物純流動

都道府県間貨物純流動（重量 3日間調査 2010年）



第9回全国貨物純流動調査(2009年物流センサス 国土交通省)

※ 丸数字は流動量上位10都道府県

7 都道府県間の通信の交流状況

平成23年度都道府県間トラヒック交流状況(固定系:加入電話・ISDN)

(通信回数、単位:百万回)

発信	着信都道府県									
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
福井県	福井県	石川県	大阪府	東京都	京都府	愛知県	富山県	兵庫県	神奈川県	滋賀県
147	108	7	7	6	4	3	2	1	1	1
岐阜県	岐阜県	愛知県	東京都	大阪府	三重県	神奈川県	静岡県	兵庫県	埼玉県	長野県
359	236	62	17	10	3	3	2	2	2	2
三重県	三重県	愛知県	大阪府	東京都	岐阜県	兵庫県	神奈川県	奈良県	静岡県	京都府
321	224	37	16	13	3	3	3	2	2	2
滋賀県	滋賀県	京都府	大阪府	東京都	愛知県	兵庫県	岐阜県	神奈川県	三重県	福井県
224	134	27	24	10	5	3	2	2	2	2
京都府	京都府	大阪府	東京都	滋賀県	兵庫県	愛知県	神奈川県	奈良県	福岡県	埼玉県
533	339	71	27	16	12	8	6	5	4	4
大阪府	大阪府	東京都	兵庫県	愛知県	京都府	福岡県	神奈川県	奈良県	静岡県	広島県
3247	1789	223	184	115	96	73	52	49	46	46
兵庫県	兵庫県	大阪府	東京都	京都府	愛知県	神奈川県	福岡県	岡山県	広島県	千葉県
867	540	158	45	12	11	9	8	7	6	6
奈良県	奈良県	大阪府	京都府	東京都	兵庫県	愛知県	三重県	和歌山県	神奈川県	福岡県
198	116	35	17	8	3	2	2	1	1	1
和歌山県	和歌山県	大阪府	京都府	東京都	兵庫県	愛知県	三重県	奈良県	神奈川県	埼玉県
175	124	21	7	7	2	2	1	1	1	1

平成23年度都道府県間トラヒック交流状況(携帯電話)

(通信回数、単位:百万回)

発信	着信都道府県									
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
福井県	福井県	石川県	大阪府	東京都	愛知県	京都府	滋賀県	富山県	兵庫県	岐阜県
394	333	12	9	7	5	5	4	3	3	2
岐阜県	岐阜県	愛知県	東京都	大阪府	三重県	滋賀県	静岡県	長野県	神奈川県	兵庫県
944	734	116	19	11	9	5	5	5	4	3
三重県	三重県	愛知県	大阪府	東京都	岐阜県	奈良県	滋賀県	兵庫県	和歌山県	静岡県
947	765	68	22	17	10	7	6	5	5	5
滋賀県	滋賀県	京都府	大阪府	東京都	愛知県	兵庫県	三重県	岐阜県	福井県	奈良県
652	488	42	40	12	10	9	6	6	4	3
京都府	京都府	大阪府	滋賀県	東京都	兵庫県	奈良県	愛知県	神奈川県	福岡県	三重県
1244	917	122	43	31	30	19	10	6	5	5
大阪府	大阪府	兵庫県	東京都	京都府	奈良県	和歌山県	愛知県	滋賀県	福岡県	神奈川県
5062	4109	244	142	104	81	40	37	31	23	22
兵庫県	兵庫県	大阪府	東京都	京都府	岡山県	愛知県	神奈川県	奈良県	広島県	福岡県
2547	1956	325	54	31	17	14	11	11	11	10
奈良県	奈良県	大阪府	京都府	東京都	兵庫県	三重県	和歌山県	愛知県	滋賀県	神奈川県
582	418	83	19	10	10	7	5	4	3	2
和歌山県	和歌山県	大阪府	東京都	兵庫県	奈良県	三重県	京都府	愛知県	神奈川県	滋賀県
487	402	44	7	6	5	5	3	2	1	1

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

「道州制答申」のポイント

平成18年2月28日
地方制度調査会

1 現状の都道府県の課題

- ① 市町村合併の進展（3,223→1,821団体）
- ② 県を越える広域課題の増大
－ 例：首都圏のディーゼル車規制・観光振興
- ③ 県は更なる分権改革の担い手たりうるか
－ 47都道府県体制は明治21年以来

2 求められる「新しい国のかたち」

- ▽ 「国から地方へ」
－ 国の役割は重点化 → 国家的課題に力強く対応
－ 内政は広く地方公共団体が担う
- ▽ 「国と地方の双方の政府の再構築」によって
「新しい政府像」を確立するためには、
「道州制の導入が適当と考えられる」

3 道州制の制度設計

- ▽ 47都道府県を廃止して道州を設置
- ▽ 区域は複数の都道府県単位が原則
都道府県等の意見を聞き、法律で画定
- ▽ 県の事務は大幅に市町村に移譲
- ▽ 国の出先機関の事務はできる限り道州に移譲
など

4 道州制導入の課題

- 〔 道州制の導入には広範な検討課題
－ 国の政治行政制度の改革とも密接に関連
国民生活にも影響

「答申を基礎として、国民的な論議が
幅広く行われることを期待」

道州制の基本的な制度設計

1 道州の性格

- 地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
- 道州及び市町村の二層制

2 道州の区域

- ① 区域の範囲
・ 社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件も勘案
・ 数都道府県を合わせた区域が原則
- ② 区域例
・ 区域には様々な考え方があり得るが、区域例を3例示す
- ③ 区域の画定方法
・ 国が道州の予定区域を示す
・ 都道府県は、変更案等を国に提出できる
・ これを尊重し区域に関する法律案を作成
- ④ 東京都に係る道州の区域
・ 周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の区域で一の道州等とすることも考えられる

3 道州への移行方法

- 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる

4 道州の事務

- 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は広域事務に軸足を移す
- 国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

5 道州の議会

6 道州の執行機関

- 道州に長を置く。長は直接公選。多選を禁止

7 大都市等に関する制度

- 道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例等を設けることが適当
- 東京（区部等）では、更に特例を検討することも考えられる

8 税財政制度

- 自主性・自立性の高い税財政制度が基本
- ① 事務移譲に伴う税源移譲等に加え、偏在度の低い税目中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現
- ② 適切な財政調整を行うための制度を検討

道州制の下で道州が担う事務のイメージ

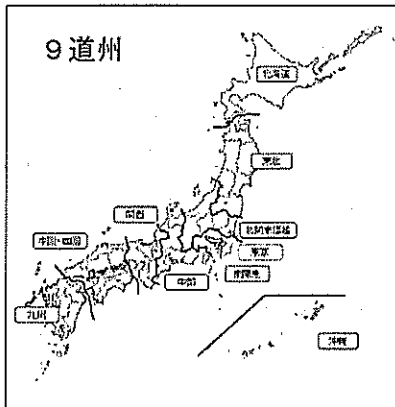
行政分野	道州が担う事務
社会資本整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国道の管理 ・地方道の管理（広域） ・一級河川の管理 ・二級河川の管理（広域） ・特定重要港湾の管理 ・第二種空港の管理 ・第三種空港の管理 ・砂防設備の管理 ・保安林の指定
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質対策 ・大気汚染防止対策 ・水質汚濁防止対策 ・産業廃棄物処理対策 ・国定公園の管理 ・野生生物の保護、狩猟監視（希少、広域）
産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対策 ・地域産業政策 ・観光振興政策 ・農業振興政策 ・農地転用の許可 ・指定漁業の許可、漁業権免許

行政分野	道州が担う事務
交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送、内航海運業等の許可 ・自動車登録検査 ・旅行業、ホテル・旅館の登録
雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介 ・職業訓練 ・労働相談
安全・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物規制 ・大規模災害対策 ・広域防災計画の作成 ・武力攻撃事態等における避難指示等
福祉・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者の指定 ・重度障害者福祉施設の設置 ・高度医療 ・医療法人の設立認可 ・感染症対策
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の認可 ・高校の設置認可 ・文化財の保護
市町村間の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の調整

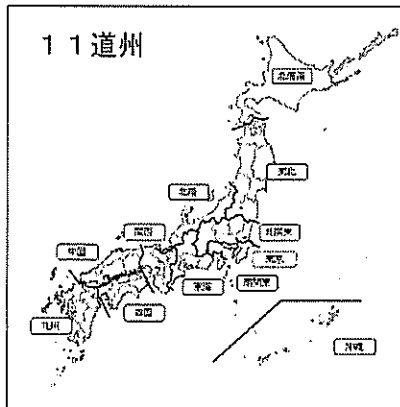
（注）ゴシックは、原則として道州が担うこととなる事務で、国から権限移譲があるもの。

道州の区域例

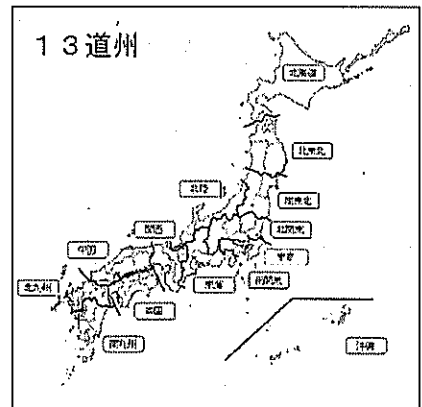
【区域例－1】



【区域例－2】



【区域例－3】



9 道州制ビジョン懇談会中間報告（概要）

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント

（平成20年3月24日）

道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成18年9月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成19年1月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成21年度中に最終報告を予定

現状の問題点

- 中央集権体制の弊害
- 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大
- コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

道州制の理念と目的

[理念]

時代に適応した「新しい国のかたち」に
—中央集権型国家から分権型国家へ—
「地域主権型道州制」

[目的]

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

導入のメリットと課題への対応

○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し
 - ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
 - ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
 - ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 自主立法権の確立
- 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会（仮称）」が実施

道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

道州の区域

①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

道州制特区関係

北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により
今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は国民生活に大きくかわるため、地域住民と地方自治体が主体性に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法（仮称）」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後をめざす。

10 国出先機関の事務・権限移譲法案

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、①の事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当該事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、①の事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならない。
- ④ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置に

についての計画

- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）
- ② 特定広域連合等は、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向を事務等移譲計画に反映しなければならない。
- ③ 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
 - ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
 - ・移譲対象特定地方行政機関の名称
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあつては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
 - ・事務等移譲計画の目標
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
 - ・移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの
 - ・特定広域連合にあつては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項等
- ④ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
 - ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。

- ・特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。
- ⑤ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。
 - ⑥ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
 - ⑦ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
 - ⑧ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
 - ⑨ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当

該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・ 条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・ 予算を調製しようとするとき。
 - ・ 実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・ 認定を受けた特定広域連合の重要事項であつて規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災

その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。当該指示を受けた特定広域連合等は、直ちに、当該指示に係る措置をとらなければならない。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

- ① 認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

- ② 政府は、この法律の施行後1年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」 (平成24年11月15日閣議決定)の概要

内閣府地域主権戦略室

1 趣旨

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定に併せて、本閣議決定にて、移譲対象出先機関で現に実施されている個別の事務・権限の移譲等の取扱い、今後の検討スケジュール等を示す。

2 主な内容

(1) 経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の長が法令による委任を受け又は通達等に基づき実施している約3,000条項の事務・権限の取扱い(個別の法律(187本)に規定されたもの)

① 移譲の対象とするもの：

70法律に規定された事務・権限

② 原則移譲の対象とする方向で期限(※)を切って引き続き検討するもの：

142法律(①との重複25法律あり)に規定された事務・権限

※「半年後を目途にできる限り早期に結論」を出す。

(2) 法令で個別に規定されていない事務・権限のうち、移譲の対象となった事務等に関連するものの取扱い

特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することとする。

11 道州制推進基本法案（骨子案）

道州制推進基本法案（骨子案）

平成26年2月18日

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。こうした中、現在の我が国は、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳しい状況にある。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立って行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国の役割により重点を移すべきである。一方で、これ以外の役割は、住民に身近な地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでとは次元の異なる地方自治の主体を構築することにより、地域の活力を創出し、国全体の更なる活力と競争力を生み出していく必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることで、国と地方両方の機能を強化し、国民の期待に応えることが、今求められている。

もとより道州制の導入は国、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には国民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、国民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

第1 総則

1 趣旨

この法律は、道州制の在り方について具体的な検討を開始するため、その基本的方向及び手続を定めるものとする。

2 定義

① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適当と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域）をその区域として設置され、基礎自治体を包括する広域的な地方公共団体であって、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものをいう。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の事務及び都道府県から移譲承継された事務を処理する基礎的な地方公共団体をいう。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいう。

3 基本理念

道州制の在り方の検討は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 国と地方公共団体との役割分担を見直し、道州及び基礎自治体を中心とした多様性、独自性を発揮し得る地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約及び強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる主体とすること。
- ⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出することにより、国全体の更なる活力と競争力を生み出すようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制についての検討に当たっては、次に掲げる基本的な方向に沿って行われなければならない。

- ① 都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体として、全国の区域を分けて道州を設置すること。ただし、都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものとする。
- ③ 基礎自治体は、市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理するものとする。
- ④ 道州は、基礎自治体における地域コミュニティの維持及び発展が可能となるよう配慮するものとする。
- ⑤ 道州及び基礎自治体の議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。
- ⑥ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう自治立法権限の拡充を図ること。
- ⑦ 国の行政機関は、地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は必要最小限のものとする。

- ⑧ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

第2 道州制推進本部

1 設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 第3 10①により道州制国民会議が行う調査審議に必要な各府省の協力に関する総合調整に関すること。

イ 第3 11の答申を受けて各府省が行う検討に関する総合調整に関すること。

ウ 道州制に関する調査及び関係団体との連絡調整に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

4 道州制推進本部長

① 本部の長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

5 道州制推進副本部長

① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 道州制推進本部員

① 本部に、道州制推進本部員（②において「本部員」という。）を置く。

② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

7 資料の提出その他の協力

① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

8 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第3 道州制国民会議

1 設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。

イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

3 組織

道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。

4 委員

① 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

② 委員は、非常勤とする。

5 会長及び副会長

① 道州制国民会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

② 会長は、会務を総理する。

③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

8 資料の提出その他の協力

- ① 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

9 事務局

- ① 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- ③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

10 道州制国民会議への諮問等

- ① 内閣総理大臣は、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。
- ② ①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - ア 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること。
 - イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。
 - ウ 国の行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
 - エ 国の立法権限並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限並びにその相互関係に関すること。
 - オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。
 - カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。
 - キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方及び長と議会との関係に関すること。
 - ク 道州及び基礎自治体の名称その他の組織に関すること。
 - ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関すること。
 - コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること。
 - サ 首都及び大都市の在り方に関すること。
 - シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。
- ③ 道州制国民会議は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

11 答申

道州制国民会議は、10①により諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

12 中間報告

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

13 国会への報告

内閣総理大臣は、11の答申及び12の中間報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

14 地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

15 設置期限

道州制国民会議は、11の答申をした日から起算して6月を経過する日まで置かれるものとする。

16 政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第4 必要な措置

政府は、第3 11の答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5 その他

- ① この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。
- ② 第3 4による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

12 自民党道州制推進本部が示す道州制のイメージ

道州制のイメージ

平成24年6月19日
道州制推進本部
道州制基本法小委員会

1. 組織

- ・ 全国に10程度の道州を設置する。
- ・ 都道府県は、廃止する。
- ・ 基礎自治体は、現状を基本とする。(自主合併は、妨げない)
- ・ 基礎自治体の権能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする。
- ・ 東京及び政令市の在り方は、検討する。

2. 権限

- ・ 「国の関与」等をできるだけ廃し、二重・三重行政をなくす。
- ・ 国は、国家の存立に関すること、全国的に統一的定めが必要なこと等を行い、機能を集約・強化する。
- ・ 道州は、道州内に関することを行うとともに、このことに関し、道州法を制定できる。ただし、国の権限に属することは除くとともに、基礎自治体の能力に応じ、事務・権限を移譲する。
- ・ 基礎自治体は、その能力に応じて事務・権限を担い、立法することができる。

3. 首長・議会

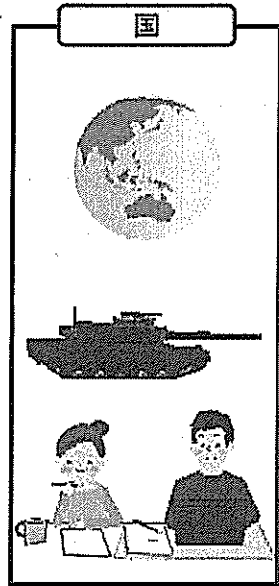
- ・ 議会は、現行の都道府県の区域以下の選挙区から選出された議員で構成する。
- ・ 定数については、従来の「市町村合併」時の方式を参考にする。
- ・ 首長は、住民の直接選挙で選出される。
- ・ 首長の多選制限や議会権限の強化策を検討する。

4. 税・財政制度

- ・ 国・地方の役割分担に応じて制度設計するが、中央政府に依存しない税・財源とする。
- ・ 財政調整制度を設ける。
- ・ 現在の国と地方の債務の処理について検討する。
- ・ 現在の知的・社会的インフラ整備状況の格差是正策を検討する。

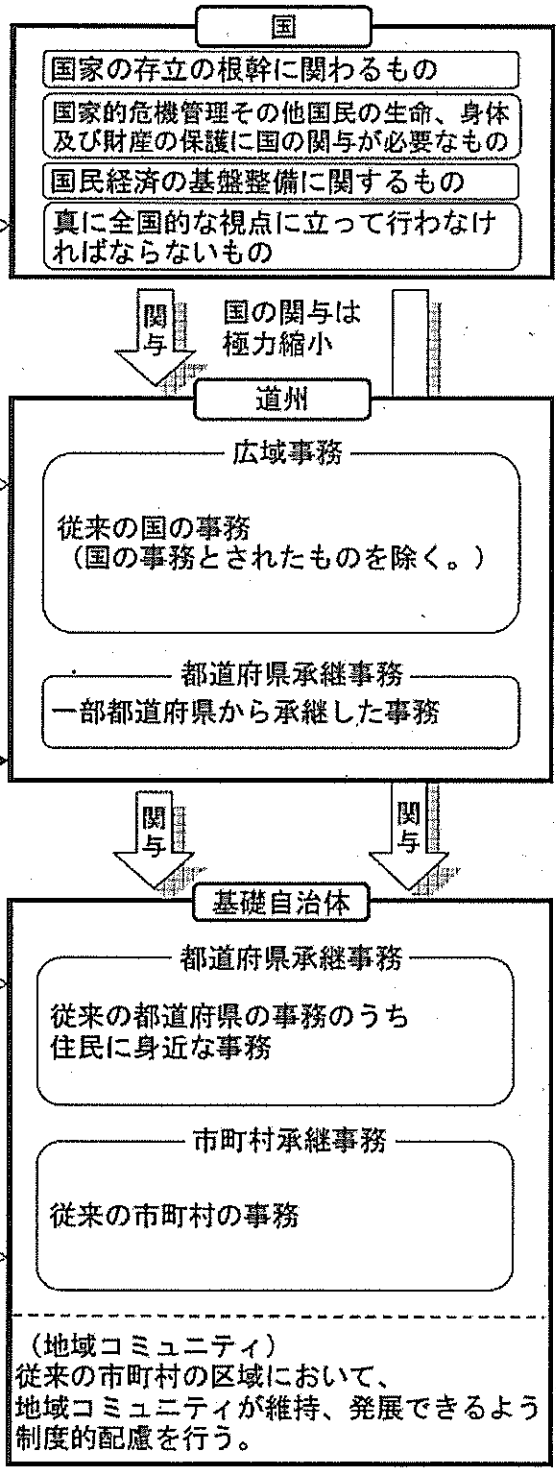
現 行

東京一極集中の
中央集権体制



道州制

道州・基礎自治体を中心とした
地方分権体制へ移行し、
多様な地方経済圏を創出



国の事務を
極力限定
国家機能を
集約・強化

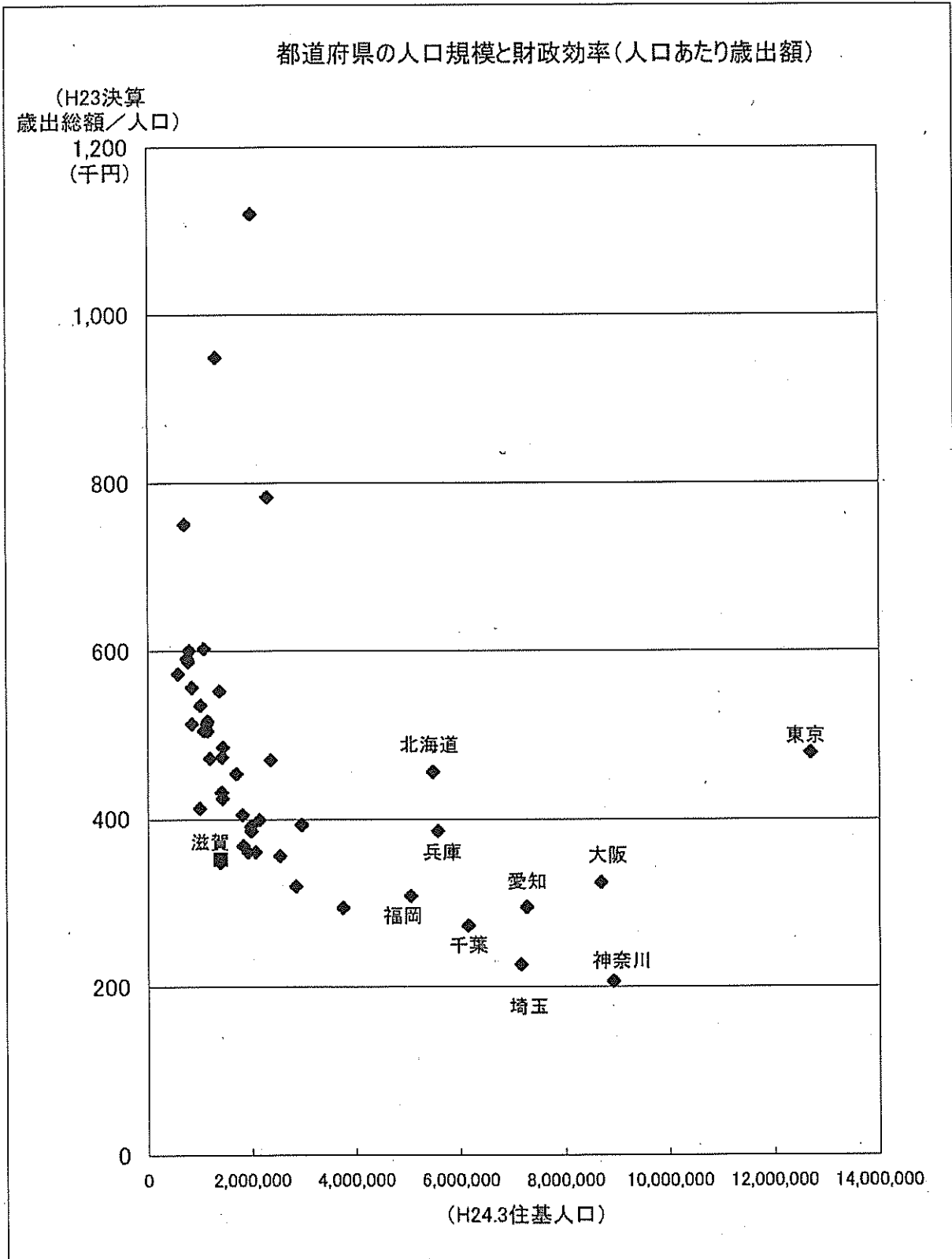
国家機能の
一部を広く
移譲

関与 ↓
国の関与は
極力縮小

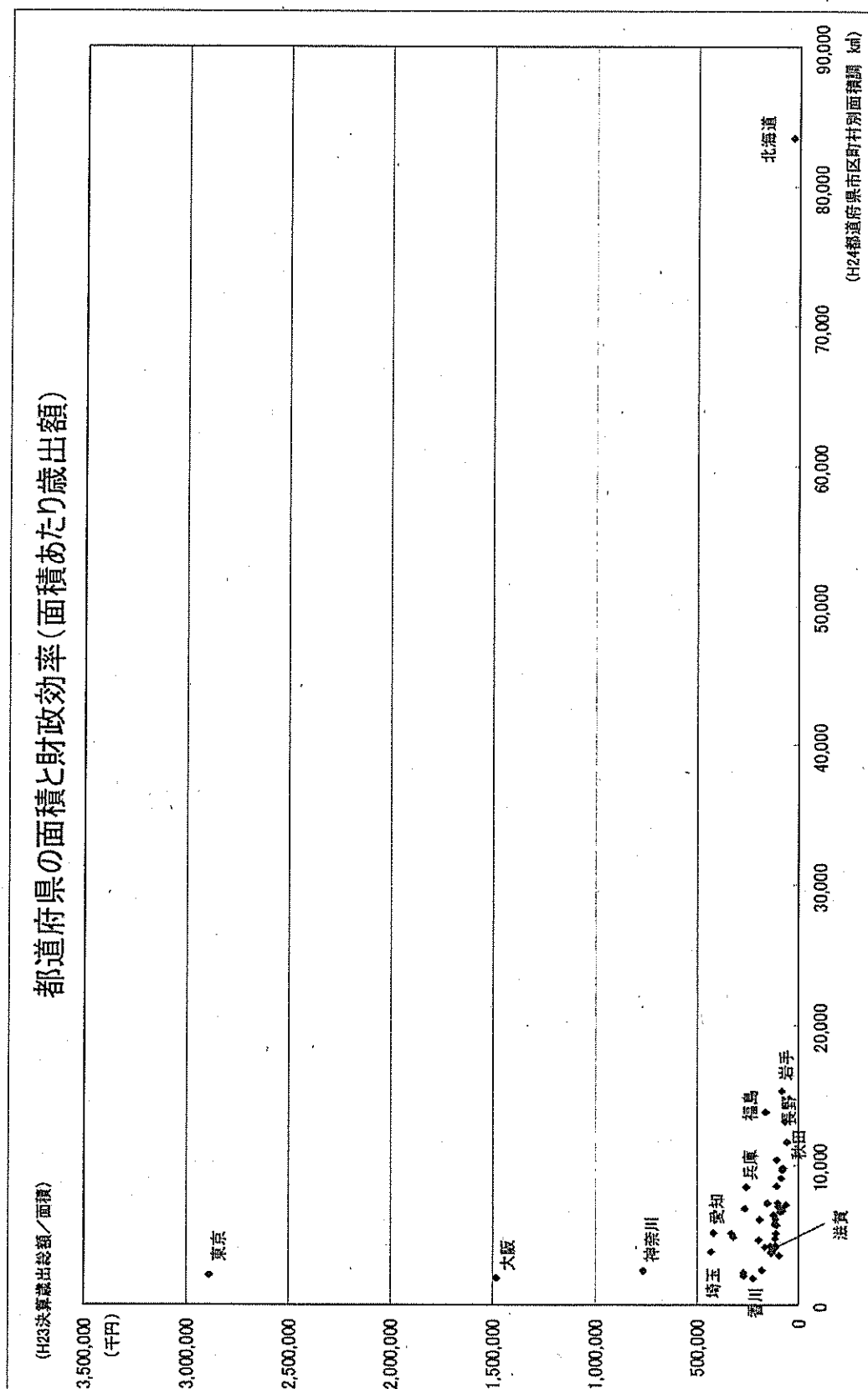
独立した税源を付与・財政調整制度を創設

※ 今後、国、道州及び基礎自治体の役割分担論のみでなく、国の道州への関与の在り方や道州の基礎自治体への関与の在り方について、検討を深めることが必要である。

13 都道府県の人口規模と1人当たり歳出額



14 都道府県の面積当たり歳出額



15 広域地方政府の国際比較

	面積		人口		広域自治体			広域自治体と基礎自治体の中間自治体			基礎自治体			
	万㎡	千㎡	百万人	千人	数	千㎡	平均人口	平均人口	平均人口	平均人口	千㎡	平均人口	平均人口	
日本 (2012)	37.8		128.0	2,723	47	8.0	2,723					1,719	220	74.5
イギリス (2010)	24.3		63.2	8,174	1	1.5	8,174					33	48	247.7
(西独、人口以外は イングランドについて 記述)														
ドイツ (2010)	35.7		82.5	5,153	16	22.3	5,153	行政管区(県) (5州のみ)	22 (州下級官庁、郡および郡 立市の監督官庁)					
								州(Land)						
								ベルリン、ブレーメン、ハンブル クは都市州	111	0.9	200			6.9
								州(Region)	301					
フランス (2008)	55.1		61.4	2,362	26	21.2	2,362	県(Department)	100	5.5	614		15	1.7
(海外県含む)														
イタリア (2002)	30.1		57.1	2,855	20	15.1	2,855	県(Provincia)	103	2.9	554		37	7.0
								州(State)	3,006	3.2	103			
								州(Region)						
アメリカ (2010)	962.9		308.7	6,163	50	192.6	6,163	郡(County)					na	na
								ワシントンD.C.	1	0.2	601		na	na
								ソウル特別市	1	0.6	9,701		na	na
韓国 (2010)	10.0		48.2	2,088	6	0.8	2,088	広域市					na	na
								道(済州特別自治道含む)	9	10.5	2,887		na	na
								州	6	1,055.6	3,489		na	na
オーストラリア (2010)	769.2		21.5	1,346.2	1	1,346.2	212	北部特別地域					11,312	31.6
								キャンベラ首都特別地域	1	2.4	357			

道州制に関する基本的考え方

平成25年1月23日

全国知事会

1 はじめに

これまで我が国は、国が大きな権限や財源を持つ中央集権型の行政システムの下で、急速な近代化と経済成長を成し遂げてきたが、その中で都道府県は、法的地位等の変容を経ながらも、明治期以来120年余の長きにわたり、その構成と区域を維持し、広域の地方自治体として、大きな役割を担ってきた。

しかし、現在の我が国は、人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化に伴う国際競争の激化など、かつてない大きな構造変化に直面している。

今後、我が国が持続的な発展を遂げるためには、画一的な中央集権型システムを改め、地域が多様性の中から生み出す競争力を国全体の成長につなげていく多極・多様化した分権型国家への転換が求められている。

我が国がこれまでに経験したことのない困難な課題に直面する中で、地域における広域行政をこれまで以上に充実・強化し、地域がその持てる強みを最大限に発揮して、個性的な地域づくりや広域的な経済産業活動の活性化などにより、結果として、我が国全体の活力や国際競争力を高めていくことが切実に求められている。

また、諸外国との領土問題、米軍基地の移転問題、為替相場における円高問題など、喫緊の課題がある中で、中央政府の機能を外交・安全保障・マクロ経済政策など中央政府本来の機能に特化することにより、中央政府の機能を強化すべきである。

まずは現在行われている地方分権改革を着実に推進することが不可欠であり、このことが足がかりとなり、国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。

さらに、都道府県のあり方をめぐる動きとして注目しなければならないのは、国の出先機関の丸ごと移管を念頭に、特定広域連合を創設する動きである。

平成22年12月には、全国初の都道府県域を越える広域連合である「関西広域連合」が発足し、以来東日本大震災への対応や、エネルギー問題などの広

域的な対応を必要とする課題に対して実績を積み重ねており、広域的課題に対する有効な手段であることを示しつつ国の出先機関の受け皿となる特定広域連合の認定を九州や中国、四国とともに目指している。これまで、「道州制」のみで議論されてきた都道府県を越える広域自治体のあり方について、もう一つの提案がなされていると考えることができる。

「特定広域連合」においては、広域連合長が権限を行使するが、特定広域連合委員会についての規定が設けられており、合議制により運営することの法制的な担保や、関係市町村の意見反映の仕組み等、関係する団体の意見を幅広く聴取する仕組みが検討されている。

このような動きを踏まえ、全国知事会は、平成24年10月に取りまとめた「日本再生デザイン」において、「自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」」を掲げる中で、「国と地方の役割を大胆に見直し、国は国本来の役割に専念し、広域自治体及び基礎自治体の役割を大幅に拡大することで、国と地方の双方の政府機能を強化する」とともに、「同時に、広域自治体と国、基礎自治体との役割分担、道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討する」こととしたところである。

以上の点を踏まえ、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにし、道州制の基本的考え方を示すことによって、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たっての課題を提示しようとするものである。

2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場

道州制については、第28次地方制度調査会の答申や道州制ビジョン懇談会の中間報告など、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きがあったが、政権交代後の平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、「いわゆる『道州制』についての検討も射程に入れていく」との表現のみで、道州制のあり方の具体的な方向性は示されておらず、政府における道州制の導入に向けた動きは停滞していた。

しかし、平成24年8月に成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に関して、国や地方等において国と地方のあり方について議論が活発に行われ、また、複数の政党において道州制についても道州制基本法の制定を含めた検討が改めて行われることとなった。

道州制の検討を進めるに当たっては、国民的な理解を得て、我が国統治機構全体を改革し、地方が真に自立する税財政システムを確立するなど、解決しなければならない大きな課題があるが、現在のところ、道州制の姿について国と地方との間で明確なイメージが共有されておらず、道州制のメリット・デメリット等に関する検証が十分進んでいないことから、導入を前提とした進め方に慎重な意見があることも事実である。

しかしながら、再び道州制議論が活発化する兆しがみられ、広域自治体のあり方が問われる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかなければならない立場にある。

言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制の議論にかかわらず、地方分権改革を着実に推進しなければならない。

3 道州制の基本原則

道州制の検討に当たっては、以下の基本原則が前提とならなければならない。

1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない

国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。

2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする

道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して、主に地域における広域行政を担うものとすべきである。国との必要な連携は確保しつつも、道州が国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。また、単なる都道府県合併となってはならない。

3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない

「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことは、国と地方の双方の政府の機能強化や行政の効率化による国民負担の軽減にもつながるものである。

その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することとし、道州は、広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。

また、都道府県の事務を移管するに当たっては、基礎自治体たる市町村は、自立性の高い行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制とする必要があり、このための方策を検討する必要がある。

4 役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない

国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、国の出先機関の廃止のみならず、中央府省の解体再編を含め、地方への権限移譲が行われなければならない。

その際には、財政面等において地方の過大な負担とならないよう、権限・財源の一体的移譲を前提とした制度設計や、人員移管のルールづくりが確実になされなければならない。

5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない

内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州に広範な自治立法権を付与するようにしなければならない。

6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない

地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。

道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法につい

ては、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。

さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。

7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない

道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、道州と市町村の二層制としたときにも、住民サービスがさらに充実・強化されるのは当然のことであり、加えて住民が一体感を持つことができるよう地方の意見を最大限尊重した区域となるように設定すべきである。

また、地理的特性、歴史的事情、文化的条件も最大限考慮すべきである。

なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。

4 道州制検討の進め方

1 国と地方の協議の場を活用すべきである

道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導で行われるべきであり「国と地方の協議の場」に「国のかたち検討部会」を設置し、特に、中央府省の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の自治立法権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。

2 国民意識の醸成が何より重要である

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の具体的なイメージについて、また道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。

そのため、国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われることが何より重要である。

5 地方分権改革の推進

道州制議論にかかわらず、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化等の改革を一体的に進める必要がある

地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化等の改革を一体的に進めなければならない。

特に、現在国において検討している「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、地方分権改革の一環として、経済産業政策など地域における広域にわたる事務等を、国の出先機関の廃止に向けて都道府県が加入する特定広域連合に移管することによって、より住民に近い広域自治組織が自主的かつ総合的に実施できるようにするという趣旨で立案されたものであり、同法案を早期に成立すべきである。

道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、立法府のあり方、中央府省の解体再編、国の出先機関の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。

また、新たな行政需要が生じた場合、国、道州、市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。

さらに、国から地方への権限・財源の大幅な移譲が想定される道州制を検討するにあたり、国の巨額の債務をどう扱うかは大きな課題である。都道府県を廃止する際にもその債務の扱いを決定する必要がある。地方分権を実現するための道州制が、早々から巨額の債務で硬直した財政状況により身動きのとれない地方自治体の誕生とならないよう、議論の前提として整理しておくべきではないか。

② 税財政制度のあり方

国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。

③ 大都市圏との関係

道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、大都市地域における特別区の設置に関する法律の成立や多様な大都市制度の議論を踏まえながら、現行の政令指定都市等の大都市制度との関係を整理する必要があるのではないか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。

④ 市町村との関係

市町村の役割はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。

⑤ 住民自治などのあり方

住民との距離が遠くなるといった懸念が指摘される道州における住民自治のあり方をどうするか。その際、郷土への愛着や誇りを維持する観点も踏まえて検討すべきか。

⑥ 首長・議会議員の選出方法

道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。(住民の直接選挙、議会において選出等)

また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。(道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等)

⑦ 自治立法権の確立

道州が、その担う事務に関して、広範な自治立法権を確立するためには、どのような課題があるか。国法と道州の自治立法のあるべき関係をどう保障するか、道州と市町村それぞれの自治立法の関係をどのように整理すべきか。

⑧ 道州の組織・機構のあり方

道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方をどうするか。また、その際、道州の各機能を道州内で地理的に一極集中させるのか分散させるのか。

⑨ 道州制特区及び都道府県を越える広域行政の状況と課題の検証

現在、広域自治体のあり方の検討として、道州制特区推進法に基づき、北海道を唯一の対象とするモデル事業が実施されている。

また、都道府県域を越えた広域自治体のあり方の検討としては、関西広域連合の設立をはじめ、九州広域行政機構(仮称)や四国、中国において特定広域連合の設立を目指すなど、国の事務の移管に向けた検討が行われている。

広域自治体のあり方の一つである道州制の検討に当たっては、道州制特区における権限移譲の状況、それに伴う財源移譲の状況、国の関与の変化などについて、また、関西広域連合等における国の出先機関の原則廃止とその機能の丸ごと移管の状況と課題についても、併せて検証を行うべきではないか。

17 有識者ヒアリング概要

道州制に関する有識者ヒアリング概要

- ・ 実施日：平成 24 年 10 月 29 日～11 月 19 日
- ・ 有識者：行方久生氏（山形大学教授 地方自治、労働経済）
沼尾波子氏（日本大学教授 地方財政）
鎌田 司氏（共同通信社論説委員兼編集委員）
石川一郎氏（京都新聞滋賀本社編集部長代理）
新藤宗幸氏（後藤・安田記念東京都市研究所研究担当常務理事）
大森 彌氏（東京大学名誉教授 行政、地方自治）
村上 弘氏（立命館大学教授 行政、政治）

・ 質問と回答の概要

1 自民党から基本法案骨子が示されるなど、各政党の道州制に関する動きが活発化しているように見受けられますが、その狙いをどうご覧になりますか。



- 道州制で最もメリットがあるのは財界。
- 中選挙区と絡める思惑も伺える。

【主な発言】

- ・ 道州制は基本的に都市志向だ。中選挙区と一緒にしたいという目論見もある。
- ・ 道州制導入で最も利するのは財界。道州間競争による税率引き下げ、企業立地の優遇競争のほか、霞ヶ関よりは道州政府が御しやすいとの思惑がある。
- ・ 自民党は以前から検討を進めているが基本的に現在は、現行の国一県一市町村の構造を大きく変更する準備はないように思える。

2 今後どのような展開を予想されますか（各党マニフェスト、法案、道州制導入の可能性など）。



- 道州制基本法は成立する可能性がある。
- 導入の具体的検討は様々な立場の違いから難航するのではないか。

【主な発言】

- ・ ブロックの中心地は既に集中化している。むしろ県庁所在地でなくなった都市から人口流出が起これり、ブロック全体としては人口減少する可能性がある。
- ・ 市町村のかわりに道州と対になる、全く新しい自治体を置くことにすれば、「基礎自治体」を一定規模以上にそろえることができる。
- ・ 長い経済不況に後押しされた公務員削減の動きと連動する可能性もある。

- ・九州や関西は地域経済に自立に芽があるので、積極的だが、東北など他の地域は著しく衰退しており、非常に慎重だ。地域により温度差がある。
- ・道州制基本法は早くできるのではないか。年内解散なら25年通常国会。予算は必要なく、議員立法であれば、国と地方の協議の場にかかるか疑問。
- ・右側から「国家を分断」、左側から「地方の弱者切り捨て」と根強い反対論があり、マニフェストに掲げる政党はいくつもあるが、税源、権限、区割りなど各論で一致するのは難しい。

3 国出先機関改革は市町村などの根強い反対があり、動きが止まっています。これとの関係をどうご覧になりますか。



- 広域連合は明確に位置づけが必要。
- 市町村は県の権限が拡大に対する懸念が大きい。
- 出先機関移譲反対の流れが道州制推進と合流するおそれがある。

【主な発言】

- ・広域連合は、個別法をつくり、しっかりとした位置づけと機能をもった上で全国展開し、道州制の歯止めとするべき。
- ・広域連合には一部事務組合的で、機能的に不十分なところがある。
- ・「地方を守る会」は、都道府県の存在をかなり敵視しているので、道州制の促進と合流するおそれがある。
- ・市町村には県に対する根強い不信感があり、県の権限がさらに拡大することに本能的な危機感がある。国の出先機関の方がましという感覚か。
- ・出先機関改革の目的に二重行政の解消が挙げられるが、類似の事務を行うことにより、補完しているのではないか。個別に事務についてさらに検証すべき。

4 現行の都道府県制をどのように評価されますか。



- 歴史ある安定した制度であり、住民自治、住民感情の点からも重要。
- 都道府県の区域が狭すぎて経済活動を阻害しているという証拠はない。
- 民意の反映に自治体の規模は大きな意味をもつ。

【主な発言】

- ・安定した制度。律令以来続いている県には安定感がある。住民自治を考える場合、情緒的といわれそうだが、こういう感覚は案外重要。
- ・47人もの公選知事が地方行政の責任を負っていることを忘れるべきではない。道州となって広いエリアに公選首長が10人程度しかいなくなった場合、自治体や住民の意向がどう届くのか。民意が反映される「大きさ」は重要。
- ・都道府県は明治以来住民に馴染んでおり、アイデンティティーの拠り所である。高校野球、国体も都道府県単位である。出身地が州ではどこかイメージできず、市

町村では狭すぎて全国的にわかってもらえない可能性がある。

- ・現在の都道府県が独自性を出せる適正な規模なのではないか。
- ・都道府県を廃止しても地域の自治は残る。
- ・都道府県の区域が経済活動を阻害しているという証拠はない。
- ・国勢調査の昼夜間人口比率を見ると生活圏が拡大しているのは3大都市圏に見られる現象で全国的な傾向ではない。

5 今後道州制が本格的に検討されることになった場合、どのような過程が必要と考えられますか（例えば国民の関わり方など）。



- 東京の扱いが最大のネック。
- 道州制になれば、市町村の役割が大きく拡大し、再合併の可能性が高い。
- 自治法の定めによれば、法律により都道府県を廃止し、道州を置くことは可能。

【主な発言】

- ・区域割りと東京問題（首都問題）の解決が道州制具体化の最大のネック。東京を重視すれば都市間競争に特別ルールを入れることになり、東京を含む首都圏を1つの州とすれば道州間バランスが大きく崩れる。
- ・国民が政府への信頼をなくしている。道州制の導入により、財政支出は減るかもしれないが、求めるサービスが行われるのかきちんとした議論がされていない。
- ・神奈川県では、現行制度と道州制での義務教育と産業政策をそれぞれ比較する討論型世論調査を実施したところ、おもしろい展開となった。具体的なイメージを示して議論すべき。
- ・基礎自治体の規模論が出てくるだろう。選挙区も抜本の見直しとなるだろう。
- ・議論が住民生活よりも効率化優先で進んでいる。
- ・行政の効率化というが、効率性と経済性は同じではない。
- ・自治法第6条の1は、都道府県がいかに反対しても全国一斉に都道府県を廃止し、代替りの道州設置する法律が制定できることを意味する。

6 道州に移譲される税源は何がふさわしいと思われますか。



- 移譲される事務に見合った財源が移譲されるべき。基幹税は理論的に当然。
- 税源とともに税率決定権が移譲されれば、税率引き下げ競争が起こる可能性。
- 債務償還額を踏まえた税源配分の検討が必要。

【主な発言】

- ・産業振興にかかる移譲がポイント。企業課税が重要だが、法人税、所得税を移譲された場合、税率決定権も移譲されることになり、引き下げ競争が起こることが予想される。

- ・予想される権限を考えれば、基幹税（所得税、法人税、消費税）は理論的に当然。
- ・消費税を交付税の原資に入れるのはまちがいを。
- ・事務権限配分の枠組みを示した後でないと税財源の配分を論じることは難しい。
- ・税源配分を検討する際には、将来の債務償還額を踏まえる必要がある。

7 道州間の財政調整はどのように行うのが適当でしょうか。



- 道州間の格差が予想され、財政調整が必要だが、水平調整できるかは疑問。
- 財政調整には、積み上げ方式によらない明確なルールと潤沢な税収が必要。
- 道州内の格差調整も重要な課題。

【主な発言】

- ・過疎地域を抱えた道州は、直接過疎対策を行う必要が生じるが、道州内での調整に留まり、ほとんど意味がない。
- ・法人税は偏在性が高く、格差が広がるだろう。それ以外の税源を移譲しても、移譲すればするほど財政調整の必要性は固まる。
- ・かつてシャープ勧告により国と地方が協議する地方財政委員会が設けられ、財政調整を行ったが、2年で廃止され、行政機関（自治庁）に機能が移った。現在なら水平調整が可能というのは疑問。
- ・ドイツは1人当たり税収額の均てん方式で州間調整を行っている。水平調整を行うには、シンプルな方式とすることと潤沢な税収が必要。
- ・今後高齢化が進み、潤沢に見える東京都の税収も他に配分する余裕がなくなる。さらにインフラ更新時期を迎え、調整に回す財源に乏しい。
- ・しかし、積み上げ式でないと確保すべき財源の根拠を失うことになる。
- ・財政調整が崩れている。交付税が足りない状況で、地方消費税を増やすべきだ。
- ・消費税の地方税化と交付税原資を一体的に理論づける必要がある。
- ・道州内にも偏在がある。外形標準課税枠を引き下げるべき。これを原資に市町村財政援助ができる。
- ・現行制度下では、所得課税、消費課税、資産課税について共有する仕組みが取られているが、切り分けは可能か。また、どのレベルの政府が所得再分配機能と経済安定化機能を担うのか。

8 国の果たすべき役割について、どのようにお考えですか（ナショナルミニマム、大規模災害対応など）。



- ナショナルミニマムの考え方が希薄になる。誰が責任をもつのか。
- 内政を道州に移管するのは国の責任放棄。
- 道州が巨額の債務を抱えることは国の専管事項である通貨の信用不安につながる。

【主な発言】

- ・道州制ビジョン懇談会では、国の債務を箇所付けに基づき道州に付け替えるという議論があった。インフラ整備は大都市から始まっており、債務償還は概ね終了している。財政力の弱い地域に多くの債務が付け替えられる可能性がある。
- ・他国で巨額の債務を自治体が抱えている例はなく、そもそも国の巨額債務を道州に付け替えられるのかという問題がある。
- ・通貨は国の事務として残るが、債務と金融政策は密接に関係しており、道州債の信用は円の信用に影響する。
- ・年金や生活保護には相当の赤字国債が入っている。生活保護や義務教育などの財源をどう確保するのか。
- ・外交は国と単純に割り切ることは留保する必要がある。個人レベル、自治体レベルの国際交流の意義は小さくない。
- ・道州が持つ権限にもよるが、ナショナルミニマムの考え方は薄くなり、「道州ミニマム」を模索する動きが出るだろう。憲法の下での平等の考え方と相容れるのか。
- ・国から地方への大規模な事務権限の移譲は、小さな国の追求であり、国ができることを放棄し、道州に押しつけることを意味する。
- ・道州制は中央集権を前提としているが、日本が他の先進国に比べて著しい中央集権国家であるというのは事実と反する。

9 道州制のメリットとして、東京一極集中の是正が挙げられていますが、一方で国際競争力の強化が求められます。今後の日本の姿をどのように描かれますか。



- 一極集中が加速する可能性がある。集権構造の多極化ではないか。
- 日本全体の産業力が低下している中、道州で競争力を強化できるのか。
- 道州制の前提となっている社会情勢自体を見直す必要があるのではないか。

【主な発言】

- ・道州制は、新自由主義的国家再編の方法であるので、「東京の活力をそぐことは、角を矯めて牛を殺す」ことになる（竹中平蔵 東京機関車論）
- ・道州間競争といっても人の移動を妨げることはできない。国家間のように為替調整もできないため、地域間格差委の是正は極めて困難。
- ・一極集中はさらに進む可能性がある。
- ・国の定義が変わってきているのではないか。世界の経済情勢、グローバル化などの枠組みが変わっている。道州制導入の前提から検討を始めなければならない。
- ・日本は一つにまとまった国家が当然という感覚があるため、中央政府を小さくすべきという動きが止まらない。
- ・日本全体の産業力が低下している中、道州を基軸にした国際競争力強化は簡単ではない。
- ・道州制は究極の分権改革というが、集権構造の多極化という方が正しい。

18 研究会報告書のとりまとめに向けた有識者からのアドバイス概要

- ・ 実施日：平成 25 年 12 月 11 日～24 日
- ・ 有識者：大森 彌氏（東京大学名誉教授 行政、地方自治）
北村裕明氏（滋賀大学理事・副学長 財政）
新藤宗幸氏（後藤・安田記念東京都市研究所 常務理事 行政、政治）
新川達郎氏（同志社大学大学院教授 行政、公共政策）
沼尾波子氏（日本大学教授 地方財政）

・ アドバイスの概要

全体を通じて

- ・ なぜ今、こういう研究が必要なのか。今後の少子化よりも高齢化の進行が大きな要因になっている。
- ・ 生活者として「なぜ分権が必要なのかという」論調にすべき。
- ・ 県は市町村に支持される形で生き残らなければならない。
- ・ 「基礎自治体がいきいきと活動できるか」という観点から広域行政のあり方を見直すべき。
- ・ これからは藻谷氏の「里山資本主義」のような発想での取組が必要なのではないか。
- ・ 報告書を読んでもらう対象者は誰なのか。県民であれば、「義務付け・枠付けの見直し」とあっても意味が分からないのではないかと。もう少し、平易な文章で書くなど工夫してはどうか。
- ・ 滋賀県はしばらく人口が増え、人口構成が若いというのは特筆すべき事情。

国と地方の役割

- ・ 琵琶湖淀川水系が国に管理され、意思決定に参加できない現状がある。現代版川普請がボトムでできる仕組みをもう一度つくるべき。
- ・ 県の広域機能、連絡調整機能が縮小しているとは思わない。従来型の機能は縮小しているかもしれないが、新たな機能が求められている。
- ・ きっちりと県の役割を果たしていく必要があり、市町の補完機能は必要最小限。そうでないと、県の保身と言われかねないのではないかと。
- ・ 市町の基本的な役割は、自主自立の市町運営であり、これが大前提。
- ・ 対等・協力の関係はいいが、まずは市町が自ら解決することが先決。その後、市町の水平連携で解決し、それでもだめなら県が垂直補完する。

地方財政と財政調整制度

- ・ 税源配分の話が出てきていない点が気になる。自主自立が大事であり、自主財源をどうするのかの議論が必要。滋賀は恵まれており、全国平均的な議論に終始し

ないほうがよいのではないか。

- ・各国の財政調整制度については、オーストラリアで一つの項目を起こしたほうがよい。関西学院大学の林先生は、道州制ビジョン懇談会でオーストラリアモデルを使っている。
- ・道州間の調整の話ばかりしていると、基礎自治体の財政調整が抜け落ちる危険がある。日本の自治体は格差が大きく、調整は不可避であり、国がしっかり行うべき。地方自治が崩壊してしまうことをしっかり書いた方がよい。

広域行政のあり方

- ・戦前の府県制から東京都制施行、北海道の府県制施行、また、沖縄の扱いについては、触れておいたほうがよい。
- ・現在の道州制の議論のベースになっている自民党の道州制推進基本法案については、触れるべき。
- ・さらなる市町村合併が避けられない点についても、触れるべき。市町村数が、1,700のままでは済まず、800ぐらいになるのではないか。

今後の方向

- ・そもそも「道州制になれば、」という書きぶりでは、道州制の導入を前提としていることになるのではないか。
- ・入口にとどまって、慎重に議論するほうがよいのではないか。今の都道府県制度や広域連合ではだめなのか。改善では対応できないのか。その上で、府県合併、自民党の道州制案、道州制特区（北海道または3以上の都府県が合併した都府県）など、いろいろ考えるべきパターンがある。
- ・県や県民にとってどういった広域行政がいいのか、幅広に複数のシナリオを書くことになるのではないか。

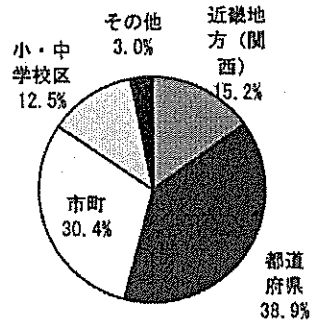
19 県民の意向

1. 県政モニターアンケート調査結果（調査時期 平成 25 年 5 月）

- ・対象者 県政モニター399人
- ・回答数 329人（回収率82.5%）

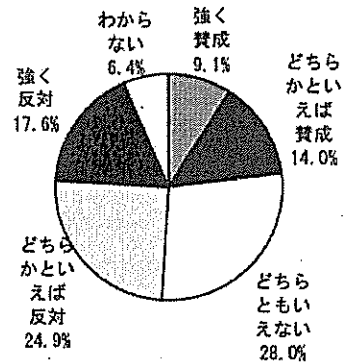
「愛着」や「思い入れ」を感じる行政単位

（規正標本数）	近畿地方（関西）	都道府県	市町	小・中学校区	その他
329	50	128	100	41	10
100.0%	15.2%	38.9%	30.4%	12.5%	3.0%



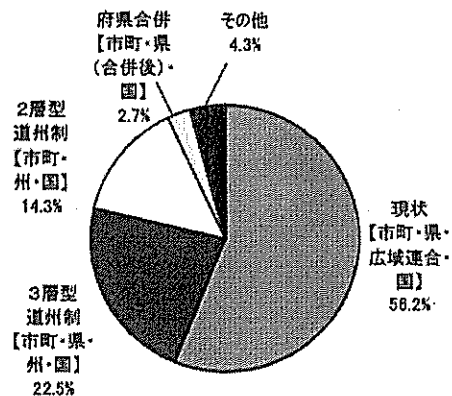
道州制導入についての賛否

（規正標本数）	強く賛成	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	強く反対	わからない	賛成	反対
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(A+B)	(C+D)
329	30	46	92	82	58	21		76	140
100.0%	9.1%	14.0%	28.0%	24.9%	17.6%	6.4%		23.1%	42.6%



滋賀県の将来のあり方について望ましい枠組み

規正標本数（総数）	【市町・県・広域連合・国】	【市町・県・州・国】	【市町・州・国】	【市町・県（合併後）・国】	その他
329	185	74	47	9	14
100.0%	56.2%	22.5%	14.3%	2.7%	4.3%

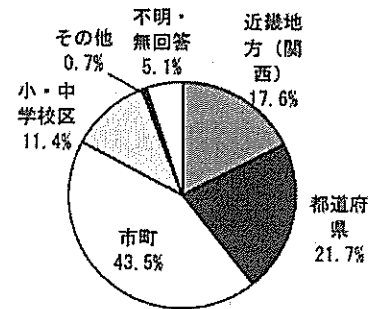


2. 県政世論調査結果（調査時期 平成 25 年 6 月）

- ・対象者 満 20 歳以上の県内在住者 3,000 人
- ・回答数 1,579 人（回収率 52.6%）

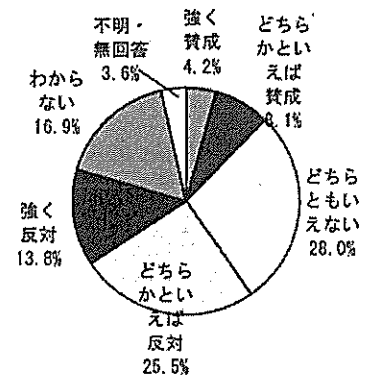
「愛着」や「思い入れ」を感じる行政単位

（規正標本数）	近畿地方（関西）	都道府県	市町	小・中学校区	その他	不明・無回答
3,037	535	659	1,321	345	21	156
100.0%	17.6%	21.7%	43.5%	11.4%	0.7%	5.1%



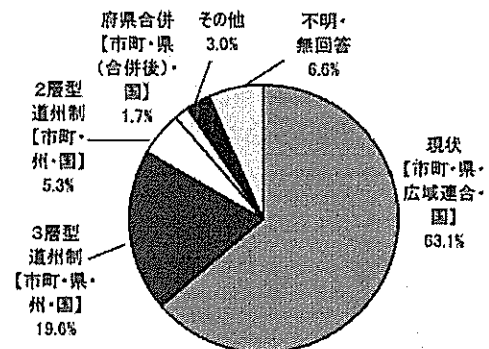
道州制導入についての賛否

（規正標本数）	強く賛成	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	強く反対	わからない	不明・無回答	賛成	反対
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(A+B)	(C+D)	
3,037	129	245	849	774	419	513	108	374	1,193	
100.0%	4.2%	8.1%	28.0%	25.5%	13.8%	16.9%	3.6%	12.3%	39.3%	



滋賀県の将来のあり方について望ましい枠組み

規正標本数（総数）	特別地方公共団体である広域連合が行う	滋賀県は存続。国の事務の大半は新たな「州」が行う	滋賀県は存続。国の事務の大半は市町が行う	滋賀県は廃止。近隣府県と合併する	その他	不明・無回答
3,037	1,936	595	162	53	90	201
100.0%	63.7%	19.6%	5.3%	1.7%	3.0%	6.6%



3. 県民からの意見（知事への手紙、Eメール等）

- 地方自治の充実とあるが、大阪の充実としか聞こえない。地方分権の充実は今でもできることであり、道州制とは関係ない。
- 京都と滋賀の合併について取り上げられているが、反対。両府県に住んでみて、京都と滋賀の良さは全く違うと感じており、別々に姉妹のような間柄で進めていく方が良い。
- 滋賀県と関西の連携は大反対。湖北は独自の文化であり、北陸や中部との連携が一番良い。
- 道州制を誰が立案しているのか、市町村の役割がどう変わるのか、その目的は何か等、さっぱりわからない。道州制が実施された場合の住民のメリット・デメリットを教えてほしい。
- 大きい所と合併したら必ず小さいところは意見が通らない。ましてや道州制に参加したら京都、大阪の大都市府県に何もかも言いなりになる。
- 日本において、道州制を採用することのメリットはあまりないように思う。「本当に道州制の導入が必要なのか?」「必要な行政改革の中身は?」など、誰もが同じレベルの情報と認識を持った中で議論することが大事である。

4. 各種団体等との意見交換 結果概要

(1) これからの地域自治を考える会

- 1 月 日：平成 25 年 5 月 23 日
- 2 相手方：これからの地域自治を考える会
(団体の概要等) 全市町・県のコミュニティ施策担当職員による研究組織。
コミュニティ施策の在り方を検討。委員長は野洲市協働推進課長。
- 3 出席者：約 30 名
- 4 結果概要
 - 平成の大合併でも地域住民にかなりの負担があった。市町村の再編となると、住民の負担が物的にも精神的にも非常に大きい。合併してから 10 年程度では、影響がかなり大きいと思う。
 - 経済の視点から見ればよいかもしれないが、自治の視点から見たらどうなのか、ということ整理すべき。

(2) 地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議

- 1 月 日：平成 25 年 6 月 7 日
- 2 相手方：「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」
(団体の概要等) 市町・県の地方分権推進担当部課長
広域行政のあり方、県と市町の施策・事業のあり方の見直し等
について協議・意見交換を行う。
- 3 出席者：約 40 名
- 4 結果概要
 - 県民は自分の受けている行政サービスがどうなるのかに関心がある。
 - 資料は、県の仕事が道州制の導入によりどうなるのかという視点で書かれていると思うが、基礎自治体の視点が反映されていないのではないか。
 - 国のあり方そのものの変革である点、また住民自治の視点が大切である。
 - 中部圏・北陸圏との関係が資料からはあまり見えてこない。
 - 基礎自治体の役割が拡大されれば、その体制整備も必要になるのではないか。
 - 市民の視点では、道州制の導入はあまり影響がないのではないか。

(3) 県庁への市町からの長期実地研修生等

- 1 月 日：平成 25 年 6 月 27 日
- 2 相手方：県庁への市町からの長期実地研修生等
- 3 出席者：約 15 名
- 4 結果概要
 - 市町合併も進み、都道府県が今の姿のままでよいということはないと思う。
 - 道州制の議論では、道州だけを考えていてはいけない。むしろ、国と基礎自治体がどうなるのかを考えるべき。国の抜本的な改革、基礎自治体の体制のあり方が重要である。
 - 分権改革の中で、福祉等では大幅に市町へ権限が移り、合併もあった。道州制の議論は、都道府県の役割について問い直す良い機会である。
 - 世論調査で、県への愛着度が高いが、行政でなく地域としての近江への愛着ではないか。

(4) 滋賀経済団体連合会と行政との連絡調整会議

- 1 月 日：平成 25 年 7 月 1 日
- 2 相手方：滋賀県経済団体連合会他
(産業支援プラザ、びわこビジターズビューロー、滋賀経済産業協会、滋賀経済同友会、中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会議所連合会)
- 3 出席者：約 20 名
- 4 結果概要
 - 県としては、推進・反対のどちらでもなく、メリット・デメリットの両方を記載し、中立的な立場だと思いが、今後法律ができれば、県としては道州制の方向に向かうのか。人口減少時代に向けて、県として舵取りをしっかりとってもらいたい。
 - 少子高齢化が急速に進む中で、基礎自治体と県がもう少しじっくりいかないと、うまくいかないのではないかと考えている。
 - 市町村合併では、明らかに行政サービスが低下したと考えている。これがさらに大きな基礎自治体となるのであれば、難しいのではないかと考えている。
 - 今なぜ、道州制の議論が出てきているのかわからない。国でもまだ方向が定まっておらず、流動的な状況の中で、なぜ、滋賀県だけが広域行政について県民議論を巻き起こしていく必要があるのか。

(5) 関西広域連合協議会滋賀県選出委員と知事との意見交換会

- 1 月 日：平成 25 年 8 月 2 日
- 1 相手方：関西広域連合協議会滋賀県選出委員
- 2 出席者：7 名
- 3 結果概要
 - 住む人間にとっては、効果的な行政システムであればよいのであって、今の形（都道府県）をベースに変えていけばよいのではないかと考えている。
 - 仮に道州制になったとしても、市町の力量が高くなければならず、拙速に進めれば、最終的なツケは住民に回ってくるだけではないかと考えている。
 - 行政の広域化については、否定するのではなく、デメリットを小さくする工夫が必要だと考えている。
 - 広域行政は必要であり、真剣に議論する必要がある。滋賀県の場合は、北陸圏、中部圏とのつながりもあるので、もう少し柔軟な仕組みも必要ではないかと考えている。
 - 野生動物など県域を越える課題については、高い専門性が必要。道州制になり、県が持っている高い専門性が失われることは、非常にもったいないと考える。

(6) 草津未来研究所

- 1 月 日：平成 25 年 8 月 7 日
- 2 相手方：草津市総合政策部草津未来研究所職員等
- 3 出席者：約 10 名
- 4 結果概要
 - 市民や国民が本当に道州制を求めているのかが見えない。
 - 道州制というよりも、本当に地域が自立するためには、どのような制度が良いのかを考えるべき。
 - 基礎自治体のパワーと知恵を上手く活かす、それが広域行政体ではないか。

(7) NPO法人 男女共同参画をすすめる会

- 1 月 日：平成 25 年 9 月 27 日
- 2 相手方：NPO法人 男女共同参画をすすめる会理事等
- 3 出席者：5 名
- 4 結果概要
 - タテ割り行政の解消、ムダの排除の面では良くなる。小さな行政になればよい。首長や議員が減ってスリムになるのはメリット。
 - 効率的になるが、きめ細かな対応ができなくなるのでは。
 - 国が一律に決める部分と、地方が現場で工夫する部分のバランスが大事。国の統一方針が 6 割、地方の工夫が 4 割ぐらいで、両方が大事。
 - 男女共同参画は、地域おこしである。地域のかさ上げが必要。地域は十人十色で、地域に合わせて現場で取り組むことが重要。一方、大きな枠の中で、各地域間の接触が広がれば、横の情報交換が盛んになり、刺激が増え、切磋琢磨できる。

(8) 湖南総合調整協議会

- 1 月 日：平成 25 年 10 月 10 日
- 2 相手方：湖南総合調整協議会幹事会
(草津市、守山市、栗東市、野洲市の企画担当課長、県市町振興課)
- 3 出席者： 9 名
- 4 結果概要
 - 基礎自治体の姿が変わった時に、住民との距離感が気になる。コミュニティはどうなるのか。イギリスのパリッシュのような、小中学校区程度の小規模な自治組織が必要になってくるのではないか。
 - 県の事業の大半が市町に移譲されるとなると、今でさえ市町は人員削減等で大変で、これ以上になれば、やっていけないのかどうか。
 - 県は、広域の前に、19 市町の中での県、というスタンスを持ってほしい。

(9) 滋賀県老人クラブ連合会

- 1 月 日：平成 25 年 10 月 15 日
- 2 相手方：滋賀県老人クラブ連合会
- 3 出席者： 5 名（正副会長等）
- 4 結果概要
 - 道州制にするなら、100 年の大計になるよう、抜本的にやるべき。憲法論もすべき。
 - 道州制のためには基礎的条件が必要。市町村の再合併も避けられない。
 - 市町村合併の影響で老人クラブの活動が停滞している。
 - 道州制で市町村の姿も問われていることは PR しないとイケない。
 - 上だけで進めてはいけないと思う。

(10) 滋賀県立大学

- 1 月 日：平成 25 年 11 月 1 日
- 2 相手方：滋賀県立大学生
- 3 出席者：12 名（学生自治会のメンバー等）
- 4 結果概要
 - 道州制のメリットが分からない。何が変わるかもわからない。
 - 道州制になったからと言って、人が州都に集中するのかどうか疑問。
 - 滋賀は、今でも北部などで過疎化が進んでいるが、道州制になれば、関西州の端っこになり、ますます過疎化が進むのではないか。
 - 道州制は、広域で事業ができることがメリットではないか。

(11) 木之本ライオンズクラブ

- 1 月 日：平成 25 年 11 月 5 日
- 2 相手方：木之本ライオンズクラブ
- 3 出席者：29 名（会長・役員等）
- 4 結果概要
 - 関西広域連合で北陸新幹線のルートを検討されたとのことだが、在来線が廃線にならないよう考えてほしい。
 - 人口がどうなっていくかを考えておかないといけない。過疎化が進んでしまう。
 - 災害時に国道 8 号線が途絶すると奥琵琶湖は陸の孤島になってしまう。横の道路網の整備が必要。

(12) 近江地域活性研究会

- 1 月 日：平成 25 年 11 月 29 日
- 2 相手方：近江地域活性研究会
- 3 出席者：23 名（市町職員、市議、大学教員、NPO 等）
- 4 結果概要
 - 道州制になれば国出先がなくなるのでよい。
 - 住民にとっては市町でサービスが異なる方が問題。道州で一括したほうがよい。
 - 道州制になっても東京一極集中が進むだけだ。
 - 活力のある時期ならよかったが、今あえて国力を分散する必要があるのか。
 - むしろ県の分割を行い、仕事の組み直しをするのが正解ではないか。

20 広域行政と関西広域連合の在り方についての提言（滋賀県議会地方分権・広域連合
対策特別委員会）

広域行政と関西広域連合の
在り方についての提言

平成 25 年 3 月 15 日

滋賀県議会地方分権・広域連合対策特別委員会

複雑多様化する住民ニーズに応え、魅力ある地域づくりを進めるためには、住民に身近な地方自治体が自らの権限と財源で必要な施策を展開することが求められる。また、広域化する行政課題に的確に対応するためには、複数の自治体による広域的な取組が求められている。

関西広域連合は、こうした地方分権改革の推進や関西全体の広域行政を担う責任主体づくり、さらには国と地方の二重行政を解消し、国の出先機関改革に伴う権限移譲の受け皿となることをねらいとして設立された。

しかしながら、この広域連合の設立に対しては、屋上屋を重ね、国、広域連合、都道府県、市町村という非効率な構造となること、構成府県市間の利害調整が困難であること、大都市偏重となるおそれがあることなどの問題点が、設立当初から指摘されてきた。

さらに、政府は、将来の統治機構の在り方として「道州制」を目指すとしていることから、関西広域連合設立の目的の一つである国出先機関の丸ごと移管については、その実現可能性を疑問視せざるを得ない。

本委員会としては、このような問題点や国の動向等を踏まえ、関西広域連合の運営と本県の関わりを検証し、広域行政の望ましい在り方を考える必要があるとの認識の下、調査を進めてきた。

その課程においては、参考人の招致、関係機関との意見交換、委員間討議を積極的に実施するなど、多面的な調査研究を行ってきたところであり、この度、委員会としての意見を集約したので、次のとおり提言する。

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県議会地方分権・広域連合対策特別委員会

委員長 小 寺 裕 雄

1 広域行政の在り方

(1) 道州制の議論への対応

関西広域連合は、構成府県市間の利害が対立する課題に直面した場合に調整機能を発揮できないことや構成府県市との役割と責任の分担が不明確であること等の問題があり、これらを解決した広域の行政主体を確立しようとするれば、道州制の導入が必要との指摘がある。

現政権下では、今後、この道州制の議論が進むと思われるが、仮に道州制が実現するにしても、これを単なる都道府県の合併に終わらせてはならず、住民本位の地方分権改革の一環として実現されることが必要であり、地方への権限と財源の確実な移譲を伴うものでなければならない。

県は、道州制の導入による住民生活の影響や道州制の議論への対応について検討すべきである。

(2) 広域連携の推進

関西広域連合がそのまま道州制に移行するものではなく、また、道州制の下での国と地方の役割分担や新しい地方のフレームが見えてこない現時点においては、道州制に関する検討を進めつつ、既存のフレームの中での自治体間の有効な広域連携を築いていく必要がある。

広域的な課題については、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置するという本県の特性を生かした施策を戦略的に推進することが必要であり、そのためには、本県にとってメリットのある分野は関西広域連合を活用しながら、それに偏重することなく、課題ごとに、必要に応じて関係府県との連携を選択することが必要である。

2 関西広域連合

(1) 関西広域連合の在り方の見直し

関西広域連合設立の大きな目的の一つである国出先機関の丸ごと移管については、政権交代後の現状では、その実現可能性を疑問視せざるを得ない。部分的な権限移譲を検討することも含め、具体的に何を求めるのかを整理するとともに、広域的な事務・権限の受皿としての在り方を見直し、その存在意義と役割を改めて明確にすべきである。

(2) 関西広域連合の事務

関西広域連合が関与する広域課題は、県議会が平成 23 年決議第 4 号を議決した後も拡大を続け、原発再稼働問題などにも及んでいる。関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 9 号に規定する構成団体間の企画調整事務は例外的なものとして解すべきであり、こうしたことからこれらの事務は不適切ではないかとの意見もあり、改めて同決議の趣旨に沿った対応を求める。

また、関西広域連合と近畿ブロック知事会が取り扱う案件を整理し、明確にすべきである。

(3) 事業効果の検証と見直し

設立後の実施事務の事業効果や費用対効果、参加によるメリットやデメリットについては、議会に示された判断材料が少なく、全体的な検証や比較の議論ができない。事業効果等を検証し、必要な見直しを加えるとともに、議会への報告と県民への説明責任を積極的に果たすべきである。

(4) 意思決定の在り方

本県の県益を確保するためには、全会一致の連合委員会制度、いわゆる拒否権は堅持しなければならない。理事会制の導入を内容とする規約の改正は、容認できない。

(5) 部分参加への移行

関西広域連合への参加形態については、本県にとって有益な広域行政を推進する観点から、メリットのある行政分野への部分参加への移行も視野に入れて見直す必要がある。

21 研究会開催状況および研究会名簿

(1) 研究会開催状況

回次	開催日	主な内容
第1回	平成25年 2月 27日	・滋賀県広域行政のあり方研究会について
第2回	平成25年 3月 25日	・各制度の比較検討について ・広域行政の総論的課題について
第3回	平成25年 4月 24日	・当面のスケジュールについて ・議論用資料について ・各制度の比較検討について
第4回	平成25年 6月 4日	・情報提供と今後の対応について
第5回	平成25年 10月 10日	・今後の研究会の進め方等について ・県民等の意見（県政世論調査、各種団体との意見交換結果等）について
第6回	平成26年 2月 4日	・研究会報告書（素案）について ・全国知事会および関西広域連合の道州制に関する対応について

(2) 研究会名簿

平成24年度

所 属	職 名	氏 名	備 考
総合政策部	管理監	富永 重紀	座長
広報課	副参事	藤澤 勇	
企画調整課	参 事	岡田 英基	
総務課	副主幹	小川 一記	
人事課	主 査	追立 茂	
経営企画・協働推進室	主 幹	越後 敏夫	
財政課	副主幹	濱川 克彦	
税政課	副主幹	中井 秀樹	
自治振興課	副主幹	熊谷 裕二	
環境政策課	副参事	中村 達也	
健康福祉政策課	主 査	澤瀬 育生	
商工政策課	主 幹	森 隆太郎	
観光交流局	主 幹	津田 誠司	
農政課	課長補佐	土井 典	
監理課	主 幹	池田 昌司	
流域政策局広域河川政策室	主 査	弓削 章	
会計管理局管理課	主 査	松本 秀樹	
企業庁総務課	主 幹	左近 雅章	

病院事業庁経営管理課	主 幹	谷 英知	
議会事務局総務課	主任主事	森 洋平	
教育委員会事務局教育総務課	主 査	西川 澄子	
警察本部警務部警務課	課長補佐	田中 充	

<事務局>

企画調整課(広域連携推進室)	室 長	西村 信雄	事務局長
企画調整課	副参事	松田 千春	

平成 25 年度

所 属	職 名	氏 名	備 考
総合政策部	管理監	富永 重紀	座長
広報課	副参事	藤澤 勇	
企画調整課	参 事	岡田 英基	
総務課	主 幹	小川 一記	
人事課	主 幹	酒見 浄	
経営企画・協働推進室	副参事	越後 敏夫	
財政課	主 幹	會田 省吾	
税政課	副主幹	中井 秀樹	
市町振興課	副主幹	縄稚 隆司	
環境政策課	副参事	中村 達也	
健康福祉政策課	課長補佐	長家 正之	
商工政策課	主 幹	山形 英幸	～9月30日
商工政策課	主 査	上村 哲平	10月1日～
観光交流局	主 査	恩地 衛	
農政課	副主幹	辻 晴美	
監理課	主 幹	池田 昌司	
流域政策局広域河川政策室	主 査	渡邊 康司	
会計管理局管理課	主 査	小堀 忍	
企業庁総務課	主 幹	左近 雅章	
病院事業庁経営管理課	主 幹	谷 英知	
議会事務局総務課	主任主事	森 洋平	
教育委員会事務局教育総務課	課長補佐	濱 秀樹	
警察本部警務部警務課	調査官	古川 博文	

<事務局>

企画調整課(広域連携推進室)	室 長	村田 和彦	事務局長
企画調整課	副参事	松田 千春	
企画調整課(広域連携推進室)	副主幹	野原 成彦	

